多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和7年7月7日

北秋田市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第８条第４項の規定において準用する同法第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第８条第４項の規定において準用する同法第７条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				北秋田市川井	無	令和6年度 ～ 令和10年度	川井地区環境保全活動組織	変更内容：活動項目の変更
○				北秋田市増沢	無	令和6年度 ～ 令和10年度	増沢地域環境保全組合	変更内容：活動項目の変更
○				北秋田市美栄	無	令和6年度 ～ 令和10年度	美栄環境保全隊	変更内容：活動項目の変更
○				北秋田市福田	無	令和6年度 ～ 令和10年度	福田地域農地・水保全管理組合	変更内容：活動項目の変更
○				北秋田市浦田	無	令和6年度 ～ 令和10年度	浦田地区環境保全組合	変更内容：活動項目の変更
○				北秋田市鷹巣東	無	令和2年度 ～ 令和6年度	鷹巣東地区資源保全会	変更内容：活動項目の変更
						～		変更内容：
						～		変更内容：
						～		変更内容：
						～		変更内容：
						～		変更内容：
						～		変更内容：
						～		変更内容：